

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
1	制度の概要	1.総論・制度概要	九州ふっこう応援割、鹿児島ふっこう応援割とは何ですか。	九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県をいう。以下同じ。）の各県が、令和8年熊本地震により、鹿児島のみならず、九州地方全域において宿泊予約キャンセルが多数発生しています。 観光庁が創設した九州ふっこう応援割（令和八年熊本地震観光支援事業費補助金）は、九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復・喚起するため、地元の意見を踏まえつつ、旅行・宿泊代金の割引支援を実施し、観光再生を図るものです。 そのうち、鹿児島県が実施する事業が「鹿児島ふっこう応援割」です。鹿児島県での宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスを旅行者が購入する際に、旅行事業者が割引を行うために必要な経費を支援する事業です。
2	制度の概要	1.総論・制度概要	旅行事業者が参画するためには、登録申請する必要がありますか。	鹿児島ふっこう応援割に参画する場合は登録が必要です。 公式ホームページ掲載の内容をご確認のうえ、公式ホームページのリンクより参画登録申請をしてください。 （公式ホームページ） https://fukko-ouenwari.pref.kagoshima.jp なお、参画可能な旅行事業者は下記のとおりです。 次の登録等をしている者かつ参画登録時点で鹿児島県内で旅行業を営む事業所を有する者 ① 第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業 ② 旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業 ※ 旅行サービス手配業（ランドオペレーター）、住宅宿泊仲介業は対象外です。
3	制度の概要	1.総論・制度概要	「補助金」とは何ですか。	鹿児島ふっこう応援割における補助金とは、旅行商品・宿泊商品を販売する際に旅行代金・宿泊料金の割引を行うために必要な経費を支援し、旅行事業者や宿泊事業者の負担を軽減するために補助をする「販売補助金」です。
4	制度の概要	1.総論・制度概要	本事業の補助金申請先はどこですか。	参画登録後、「補助金管理システム」より申請可能です。 （補助金管理システムログイン） https://fukko-ouenwari-pref.kagoshima.com 申請方法は、補助金管理システムに掲載されている「補助金申請マニュアル」をご確認ください。
5	制度の概要	1.総論・制度概要	旅行事業者が本事業の問合せをする窓口はどこですか。	【鹿児島ふっこう応援割事務局】 TEL：099-201-3572 受付時間：9:30～17:30 平日のみ（土日祝日休業） 【（ANTA会員様）鹿児島ふっこう応援割ANTA会員専用事務局】 TEL：099-201-9897 受付時間：9:30-17:30 平日のみ（土日祝日休業） 【（OTA事業者様）鹿児島ふっこう応援割OTA専用事務局】 TEL：050-8880-9059 受付時間：9:30-17:30 平日のみ（土日祝日休業）
6	制度の概要	1.総論・制度概要	本事業について旅行者（一般消費者）が直接問合せをする窓口はどこですか。	【鹿児島ふっこう応援割コールセンター】 TEL：050-1732-4661 受付時間：9:00～17:00 （2026年12月29日（火）～2027年1月3日（日）は年末年始休業）
7	制度の概要	1.総論・制度概要	補助の対象となる旅行商品を企画したいので、補助金の交付対象となるか、日程表を確認してもらえますか。	日程表の確認は、事務局ではお受けできません。 日程に記載の個別の旅行サービスが、補助の対象となる旅行商品に含まれる旅行サービスに当てはまるかどうかはお答えします。 （質問例） ○日程に含まれるお菓子（お土産）が補助金の交付条件に当てはまっているか確認したい。 ×補助の対象となるよう、日程表に沿ってアドバイスしてほしい。
8	制度の概要	1.総論・制度概要	外国人の旅行は本事業の対象ですか。	対象です。
9	制度の概要	2.実施期間	補助金が適用となる対象期間はいつですか。	【宿泊事業者様】2026年10月14日（水）宿泊分から2027年2月28日（日）宿泊分まで（3月1日（月）チェックアウトまで）です。 【旅行事業者様】2026年10月14日（水）宿泊分から2027年1月31日（日）宿泊分まで（2月1日（月）チェックアウトまで）です。 ※除外日 2026年12月26日（土）チェックインから2027年1月4日（月）チェックアウト分まで なお、鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年10月14日（水）以降かつ交付決定日以降に新規で予約がなされた対象旅行商品が対象です。
10	制度の概要	2.実施期間	旅行期間の一部に、本事業の対象期間外が含まれている場合は補助の対象になりますか。	旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれている旅行は補助の対象になりません。 その旅行契約すべてが補助の対象外です。

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
11	制度の概要	2.実施期間	複数県をまたぐ旅行で、対象外の県の宿泊を含む旅行の場合、対象県のみ補助金対象となりますか？	対象になりません。 旅行契約に定められた旅行期間に、九州地方（熊本県・鹿児島県・福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・宮崎県）以外の宿泊が含まれている旅行は、九州地方を含む全てが補助の対象外です。
12	制度の概要	2.実施期間	【旅行会社経由の場合】対象期間が、2027年1月31日（日）宿泊分（2027年2月1日（月）チェックアウト分）までですが、2027年2月1日（月）チェックアウト後に提供される復路の交通サービスは補助の対象となりますか。	ひとつの旅行商品として行程に含まれる場合、2027年2月1日（月）23：59までに提供が完了する旅行サービスについては、補助対象とすることができます。 【対象外となる例】 2027年2月1日（月）にチェックアウトし、2027年2月1日（月）夜に出発して、翌日の2027年2月2日(火)の早朝に到着する、夜行の運送サービス
13	制度の概要	2.実施期間	【旅行会社経由の場合】対象期間が、2027年1月31日（日）宿泊分（2027年2月1日（月）チェックアウト分）までですが、1泊目は補助の対象となりますか。	対象外です。 旅行契約に定められた旅行期間の中に、対象期間外の日程が含まれているためです。
14	制度の概要	3.既存の予約	既存予約は対象にできますか。	できません。 鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年10月14日（水）以降に新規で予約がなされた対象旅行商品のみが対象です。
15	制度の概要	3.既存の予約	予約済みの旅行ですが、鹿児島ふっこう応援割対象商品販売開始日以降に一旦キャンセルして新規で取り直す（キャンセルリブック）場合は対象となりますか。	鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日の2026年10月14日（水）以降に新規で予約がなされた対象旅行商品のみが対象です。
16	制度の概要	3.既存の予約	募集型企画旅行において、鹿児島ふっこう応援割対象商品販売開始期日前から募集を行っていたが、販売開始日以降に催行決定となった場合、当該ツアーに参加するすべての旅行者が補助対象となりますか。	鹿児島ふっこう応援割対象商品の販売開始日以前の予約は対象外ですので、販売開始日以降に予約した方のみが補助の対象です。 催行決定日は、補助対象になるかの判断基準にはなりません。
17	制度の概要	4.本人確認	本人確認をする必要がありますか。	不要です。 ただし、本事業の補助対象とするためには、宿泊当日、利用証明書に代表者による署名等が必要です。 旅行商品販売時に、旅行者へその旨を必ず周知してください。
18	制度の概要	4.本人確認	居住地の確認は必要がありますか。	必要ありません。 ただし、日本国内に住所を持たない外国人については、パスポートの提示など旅館業法上の対応が必要です。
19	制度の概要	4.本人確認	利用証明書への署名依頼・確認及び保存は旅行事業者が行うのですか。	旅行事業者が直接実施することは難しいため、宿泊者（代表者）が宿泊日当日に署名した利用証明書の取得、確認及び保存を、宿泊施設に依頼してください（旅行当日、添乗員・現地係員等がいる場合は旅行事業者でも可）。すべての補助対象商品について、利用実態を確認する必要があるためです。 宿泊施設が実施する場合、旅行事業者は宿泊施設へ、事前に「当該旅行が補助の対象である予約である旨」と「当該旅行への補助の対象となる人数」の通知が必要です。旅行事業者から通知のない限り、宿泊施設は、当該予約が本事業の補助の対象であることがわからないためです。 なお、補助金申請する旅行契約・宿泊契約と合致した正しい利用証明書の取得、保存を行ってください。
20	制度の概要	4.本人確認	本人確認書類はコピーを取って保存する必要がありますか。	不要です。利用証明書を保存ください。
21	制度の概要	4.本人確認	旅行商品を旧姓で予約しましたが、当日新姓である場合はどうすればいいですか。	補助対象旅行商品の予約記録と旅行者本人の氏名は同一である必要があります。
22	制度の概要	4.本人確認	旅行事業者での販売時、旅行者に対して案内が必要なことはなんでしょうか。	取扱マニュアルP21「1．旅行事業者の確認および通知義務」をご確認ください。
23	制度の概要	5.販売補助金全般	販売補助金算出の基となる旅行代金等は税込価格ですか、税抜価格ですか。	税込価格です。税込の旅行代金・宿泊料金をもとに60%を乗じます。
24	制度の概要	5.販売補助金全般	入湯税や宿泊税などは含めることができますか。	入湯税・宿泊税は割引の対象外です。 ただし、旅行商品に組み込まれている場合はこの限りではありません。
25	制度の概要	5.販売補助金全般	旅行販売後に、補助の対象外となった場合の対応について教えてください。	旅行事業者には補助金が支払われないので、旅行事業者から当該旅行者等に対し、販売補助金相当額のお支払を求めることとなります。

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
26	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売補助金を60%未満に設定してよいですか。	補助金額の割引率は制度で決まっており、旅行事業者都合で変えることはできません。 本事業においては、旅行代金等の60%の販売補助を行うことと定められています。 ただし、販売補助金の算出において端数が生じた場合、旅行事業者側の業務上の都合など、合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てが許容されます。
27	制度の概要	6.販売補助金の算出	旅行申込の全員を補助対象としたいが、予算枠が足りません。 販売補助額を減額してもいいですか。	減額はできません。FAQ26に記載のとおり、本事業においては、60%の販売補助を行うことと定められています。（合理的な理由がある場合に限り100円未満までの切り捨てが許容されます。） なお、鹿児島県から割り当てられた交付額により、補助対象となる旅行者全員の旅行代金に対して60%の割引ができない場合は、旅行事業者の判断において、その一部の旅行者の旅行代金のみを60%割引とし、旅行者（代表契約者）に同意を得るようにしてください。
28	制度の概要	6.販売補助金の算出	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	原則として、子供や乳幼児も1名として旅行者数に含めることができます。 ただし、無料の子供・乳幼児を含む場合、販売補助額の算出にあたっては、旅行者全員の補助対象旅行代金を基準として計算する必要があります。補助額の算出方法については、取扱マニュアルP7の考え方に従ってください。
29	制度の概要	6.販売補助金の算出	大人と子供の旅行代金異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	次の計算例のとおり、旅行代金等の異なる参加者も合算し、総額の旅行代金として算出します。 【計算例】 旅行内容：1泊2日、宿泊＋往復新幹線付きの旅行サービス、旅行者 大人1人＋子供1人 旅行代金：40,000円（大人1人 30,000円、子供1人 10,000円） 補助金算出の計算：40,000円×60%＝24,000円 ただし、旅行事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に販売補助金を算出することも可能です。その場合、総額からの算出と比較し、販売補助額に差異が生じる点に留意ください。 取扱マニュアルP8参照
30	制度の概要	6.販売補助金の算出	添乗員やガイド（乗務員）を旅行者数に含んで補助金申請はできますか。	旅行者数（補助金対象人数）に添乗員・ガイドを含めることはできません（添乗員やガイドは旅行者ではなく旅行サービスの扱い）。添乗員やガイド（乗務員）費用は旅行代金に内包されていると考えます。
31	制度の概要	6.販売補助金の算出	旅行者が自身で手配した宿泊商品と、旅行事業者で申し込む旅行商品とを合わせて補助金申請することはできますか。	合わせて申請することはできません。 1 旅行契約ごとに申請してください。
32	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売補助金の算出における端数の処理は具体的にどのようになりますか。	1円単位を基本としますが、100円未満までを切り捨てとして計算することができます。 100円未満の金額内であれば、端数処理の金額は旅行事業者の定めに基づきご判断ください。 （例）算出した販売補助額が6,666.6円の場合 ○ 6,666円（1円未満切り捨て） ○ 6,660円（10円未満切り捨て） ○ 6,600円（100円未満切り捨て） × 6,000円（1,000円未満切り捨て）
33	制度の概要	6.販売補助金の算出	販売時と旅行当日で補助対象人員が変わってしまいました。販売補助額の算出基準となる補助対象旅行代金合計はどう計算すればいいですか。	販売補助額の算出基準となる補助対象旅行代金合計とは、補助対象となる旅行者の旅行代金総額です。 計算手順は、取扱マニュアルP7に記載の原則にもとづきますが、旅行当日、一部人員の不参加により補助対象外となった場合、取扱マニュアルP8「②旅行者個別の補助対象旅行代金合計」が適用され、当該旅行者分の旅行代金・補助対象人員を補助対象旅行代金・補助対象人員から減じ、再計算する必要があります。 【例】 販売時の補助対象旅行代金合計60,000円（大人 2人×25,000円/人、子供 1人10,000円）の宿泊商品の販売補助額は36,000円だったものの、当日大人1名が不参加により補助対象外となった場合、補助金対象旅行代金合計は60,000円-25,000円＝35,000円に、補助対象人員は2名になります。結果、補助額は21,000円に減額します。
34	制度の概要	7.泊数制限	泊数制限はありますか。	泊数制限はありません。

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
35	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	自社の旅行商品に「旅行・宿泊割引クーポン」を併せて適用したいのですが可能ですか。	併用は可能ですが、旅行代金・宿泊料金を自ら決定する旅行事業者が、本事業の対象となる自らの旅行商品に対して割引クーポンを適用させる場合は、旅行代金・宿泊料金から「割引クーポン」による割引額を引いた後の価格をもとに販売補助額を算出します。 【計算例】 旅行代金15,000円に、割引クーポン5,000円を適用させる場合 販売補助額は（15,000円（旅行代金）-5,000円（割引クーポン））×60%=6,000円
36	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	自社のポイントを付けた旅行・宿泊商品は、補助の対象となるのですか。	旅行代金・宿泊料金の価格決定が可能な（価格決定権のある）旅行事業者が、本事業の対象となる自らの商品に限定して、ポイントを付与することはできません。
37	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	ポイント付きの商品としても問題ないのはどのような場合ですか。	本事業開始前より、恒常的に、顧客販促や広くすべての宿泊者に適用される事業者が付与するポイント類については制限しません。 【例】 ・旅行申込者全員に旅行代金の3%がポイントとしてシステムから自動付与されるもの ・旅行代金・宿泊料金の価格決定権のない事業者から、特定商品に限定せず付与されたポイント
38	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払は可能ですか。	名称の如何を問わず、旅行者個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券などを、現金やクレジットカードと同様の支払手段として利用することは可能です。旅行代金より販売補助金を差し引いて算出した旅行者支払額に対して現金同様に利用できます。
39	制度の概要	8.割引クーポン・ポイントの併用	鹿児島ふっこう応援割以外の補助制度（市町村割等）を併せて適用したいのですが、販売補助額の計算方法は。	市町村等の補助制度を先に適用し、その後鹿児島ふっこう応援割の補助制度で割引を行ってください。 【市町村割等を併用する場合の計算例】 12,000円の旅行で、市町村が3,000円引きする場合 鹿児島ふっこう応援割補助額：（旅行代金12,000円－市町村割3,000円）×60%＝5,400円
40	制度の概要	9.変更・キャンセル	企画旅行の旅行開始後に、旅行日程を短縮して帰宅した場合の扱いはどうなるのですか。	旅行契約の取扱いは、旅行業約款に則り、旅行内容の変更や取消料の收受等、旅行事業者で判断しご対応ください。 実際に参加・宿泊された旅行・宿泊が補助金交付の前提条件となるため、旅行内容に変更が生じた場合は、変更後の旅行内容が補助金交付条件を満たす必要があります。旅行代金や旅行日数が変更になった場合、変更となった旅行代金・日数を基準に販売補助額を算出し、申請してください。 取扱マニュアルP17参照
41	制度の概要	9.変更・キャンセル	旅行者の都合により途中離団した場合、補助金の申請はどのようになるのですか。	旅行契約（旅行日程）の短縮が行われ、参加できなかった日程に対して適正な精算が行われた場合において、精算後の旅行が依然補助の対象となる場合は申請が可能ですので、変更後の旅行代金に対して販売補助額を再計算のうえ申請してください。
42	制度の概要	9.変更・キャンセル	ノーショウの場合、補助金の申請はどのようになるのですか。	旅行代金全額を収受していたとしても、当該旅行へ実際の参加がない場合は補助の対象外です。取消された旅行に対して、補助金の申請はできません。この場合は、通常通り各旅行事業者の約款等に沿って取り扱ってください。
43	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	換金性の高いものとは、どのようなものですか。	一般的に流通性が高く、現金同様に使用できたり、現金化が可能であったり、または払い戻しができたりする商品や金券類のことです。このような商品や金券類は補助の対象となる旅行商品に含めることはできません。 （例、QUOカード等のプリペイドカード、ビール券、おこめ券、旅行券、商品券等）
45	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	金券のうち、使途が具体的に特定されている、または限定された複数の使途の中からひとつを選択して利用するものとは具体的にどのようなものですか。	次の具体例のとおり、使用用途が「特定」または「限定された中から選択」するものを指します。 この条項趣旨は現金同様に旅行者が自由に使途を決められるような使い方ができる金券の排除です。 【例】 ○A定食の夕食引き換え券＝使途が「特定」されているもの ○5つの夕食セットメニューの中からひとつを選択＝使途が「限定された中から選択」するもの ×商品券＝使途が特定・限定されていないため不可
46	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	金券類のうち当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できる金券とはどのようなものですか。	次の具体例のとおり、その使用が当該旅行の目的地、旅行期間を越えて享受することはできないということを指します。つまり、旅行目的地内・旅行期間内に限定されたもののみ対象となるということです。 【例】 ○宿泊施設で受領した旅行目的地の店舗で使用可能なドリンク引換券 ×全国のコンビニで使用可能なドリンク引換券（有効期限なし）

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
47	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	普通乗車券等について、適切な管理がなされている場合は商品に含むことができるようですが、「適切な管理」とは具体的にどのようなことですか。	旅行事業者が次の書類（使用済原券等）を保存することにより、「適切な管理」がなされたとみなします。 （保存書類） ・航空の場合：搭乗証明書 または 搭乗案内（保安検査場通過前のゲートで配布されるレシート） ・鉄道の場合：使用済原券 または 乗車かつ降車を証明できる書類等 ※使用済原券とは、特急券・乗車券等を自動改札に入れずに改札にて無効処理をしたもの ・高速バスの場合：使用済原券 または 乗車かつ降車を証明できる書類等 ・船舶：使用済原券 または 乗船かつ下船を証明できる書類等
48	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	なぜ普通乗車券等は書類（使用済原券等）の保存が必要なのですか。	普通乗車券等は、旅行者自身による窓口等での払い戻しなどが可能であり、換金性が高いため、旅行者が実際に乗車したことを、旅行事業者が証明する書類であるためです。
49	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	普通乗車券等の保存書類（使用済原券等）の保存期限はいつまでですか。	本事業終了の翌年度から5年間保管ください。会計検査等が入った場合、書類の提示を求められることがあります。その際、書類等の保存がされていない場合は、交付済の補助額の返還が生じる可能性があります。
50	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	本事業の参画登録のない宿泊施設での宿泊が行程に含まれていますが、補助の対象になりますか。	本事業に参画登録した旅行会社・OTAにて旅行商品を販売する場合、鹿児島県は参画登録のない宿泊施設でも補助対象となります。 周遊型旅行商品の場合は各県にて参画登録有無による対象可否が異なりますので、各県へお問合せください。他県にて補助対象外となった場合は周遊型旅行商品ではなく、鹿児島県内宿泊のみを対象とした「宿泊商品」「交通付き旅行商品（1泊）」「交通付き旅行商品（2泊以上）」にて補助金申請を行ってください。
51	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP20の「①商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応」とは具体的にどのようなものですか。	商品に含む物品やサービスの内容は、当該商品の旅行目的に沿っており、かつ、旅行目的地での消費に寄与している（旅行目的地に関連している）必要があります。 【例】 ○酒蔵めぐりツアーで地酒1本の土産付きの旅行商品 ×鹿児島県の宿泊に北海道産の毛ガニ付きの旅行商品
52	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP20の「②商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金水準を超えないこと」とは具体的にどのようなことですか。	旅行商品に含まれる物品やサービスの価額は、当該旅行商品に含まれる宿泊料金相当額を超えないことを目安としてください。なお、1円でも超えたら対象外という線引きではなく、社会通念上の観点から総合的に判断します。 【例】 ○通常の宿泊料金4,500円のホテルにおいて、宿泊に4,500円のマッサージを付けて9,000円で販売 ×通常の宿泊料金2,500円の民宿において、10,000円の地場フルーツのお土産を付けて12,500円で販売
53	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP20の「③旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること」とは具体的にどのようなことですか。	商品に含む物品やサービスは旅行の開始から終了の期間内で旅行者が享受できるもののことです。 【例】 ○部屋に地域特産の果物盛り合わせがサービスされる旅行商品 ×後日自宅に地域特産の果物が宅配で届く旅行商品 ただし、旅行の開始前または終了後において、特性上、当該旅行に付随するもの（直接的に関連するもの）は商品に含むことができます。 【例】 ○行程に組み込まれた陶芸体験で、後日焼き上がりの茶碗が自宅に配送される。 ○旅行者のスーツケース（手荷物）を宿泊するホテルへ事前に配送する。または宿泊したホテルから自宅に配送する。

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
54	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行商品にお土産を含む場合、どのような内容の物品であればいいですか。	基準として下記すべてを満たすものと考えられます。 (1) 社会通念上、お土産とされる物品が対象であること（試食品のようなものなどお土産品としての体裁が整っていないもの、ごく廉価な物品の提供のみという形式的に提供されているようなもの等は補助の対象外）。 (2) 当該旅行目的地に相応な物品であること。 【不可例】旅行目的地が鹿児島県である旅行商品に、鹿児島県では獲れない毛ガニのお土産を含める。 (3) 旅行期間中の引き渡しに限り、かつ現地以外（発着地または往復の移動中の車船中等）での引き渡しは一切ないこと。 (4) 通常の商習慣に照らし相応な対価を支払って購入した物品であること。 (5) 宿泊施設などに付随した物品の場合、当該施設内で通常販売している物品であること。 (6) 基本的に物品（お土産）購入元に入場や立ち寄り等を行うこと。 (7) 物品（お土産）の価額が当該旅行商品に含まれる宿泊料金相当額を超えないことを目安とすること。
55	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	宅送サービス付きの物品（お土産等）は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 旅行商品を含む物品やサービスは、旅行の開始から終了の期間内で旅行者が享受できるものに限ることから、旅行後に享受する宅送サービス付きの物品（お土産等）は本事業の補助対象外です。ただし、旅行の開始前または終了後において、特性上、当該旅行に付随するものは商品に含むことができます。 【例】 ○行程に組み込まれた陶芸体験で、後日焼き上がりの茶碗が自宅に配送される。 ○行程に組み込まれた稲刈り体験で、実際に刈った米が後日精米されて自宅に配送される。 ×稲刈り体験が含まれる行程であるが、実際に刈った米ではない米10kgや、実際に収穫した米に別の米を追加収穫量を上回る米10kgが後日自宅に配送される。
56	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	海外から日本への航空券、日本から海外への航空券、行程の一部で海外に立ち寄るなど、海外旅行を含む商品は補助の対象となりますか。	目的地が九州地方に限定される宿泊を伴う旅行商品又は宿泊サービスであれば、補助の対象です。なお、九州地方以外の立ち寄りについては、宿泊以外の立ち寄りである必要があります。
57	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	各種免許、ライセンスや資格取得費用を含む旅行商品は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 ただし、旅行商品に含まれる「宿泊」または「宿泊＋交通」が、各種免許、ライセンス、資格の取得を目的とした物品やサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」または「宿泊＋交通」は本事業の補助の対象とします。 一方、各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が主たる目的であることを明示している旅行商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品 ○ダイビング体験付の旅行商品 ○陶芸体験付の旅行商品
58	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	各種体験アクティビティ（陶芸体験やゴルフ体験等）を目的とした旅行商品は補助の対象となりますか。	補助の対象です。 各種免許、ライセンス、資格の取得ではなく、旅行先でアクティビティをすること自体（体験型アクティビティ）が目的となることを明示している旅行商品の場合は、本事業の補助の対象です。 【例】 ○ダイビング体験付の旅行商品 ○陶芸体験付の旅行商品 ×運転・操縦免許等取得費用を含む宿泊商品 ×ダイビングライセンス取得費用を含む宿泊商品

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
59	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	寺社仏閣の拝観料は補助の対象になりますか。	補助の対象です。 ただし、寺社仏閣への寄附（拝観料を除く）に該当すると考えられるものは補助の対象とはなりません。 補助の対象と考えられるもの、対象と考えられないものを、次のとおり整理していますが、個別具体的に寄附に当たるか否かはそれぞれの寺社仏閣に確認ください。 (1) 補助の対象と考えられるもの ・ 拝観料 ・ 宝物館等の入場料 ・ 御朱印帳 (2) 補助の対象外と考えられるもの ・ お布施、玉串料、戒名料、祈祷料、御朱印の料金（初穂料や納経料） ・ お守り、お札、おみくじ、お賽銭
60	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	OTA等で既に補助金適用された宿泊商品を割引額で仕入れ、自社の旅行商品に組み込んで販売したいが、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 二重に補助金を適用させることはできませんので、補助金申請する旅行商品に、補助金適用済み商品を組み込むことはできません。
61	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	鹿児島ふっこう応援割補助金適用済み商品を、組み込んだ旅行商品を販売した場合、補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 補助金適用済み商品を組み込んだ旅行商品を補助金申請し、二重に補助金を適用させることはできません。 ※「補助金適用済み商品が組み込まれた旅行商品」については、承認後に発覚した場合でも、対象外商品として承認取消を行い、補助金を返還いただきます。
62	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	宴会コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象になりますか。	接待等を伴う宴会コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象外です。 ただし、旅行商品に含まれる「宿泊」または「宿泊＋交通」が接待等を伴う宴会コンパニオンサービスの代金と明確に切り分けて販売されていれば、当該「宿泊」または「宿泊＋交通」は本事業の補助の対象とします。
63	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業、麻雀店、パチンコ店における遊技等の利用を含む商品は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 風営法の適用を受ける性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業および遊技場営業に基づく施設の利用を含む旅行商品については対象外です。 ただし、県の定めにおいて、接待を伴わない料亭など、地域の観光資源として対象とすべき特別の事情等があると判断される場合については、この限りではありません。
64	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行者が、宿泊施設での滞在時に追加で支払を行った費用は、補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 あらかじめ旅行商品に含み、旅行事業者により出発前までに手配され、旅行代金に含まれている物品・サービスが補助の対象です。 （例）1泊朝食付き宿泊商品として申し込み、宿泊施設滞在時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代金を含めた宿泊料金は補助の対象です。 ×現地で追加した夕食代金や追加飲み物代は補助の対象外です。 なお、宿泊施設のチェックアウト時に「商品に事前に含まれている物品・サービス」と「現地で追加した物品・サービス」の代金を合算して支払う場合であっても、補助対象となるか否かの考え方は同じです。
65	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行者が現地で消費した食事代や観光施設入場料など、商品に記載されている旅行代金には含まれない費用は補助の対象になりますか。	補助の対象外です。 食事代・観光施設入場料等は、旅行代金に含まれていれば補助の対象ですが、旅行者自らが現地で別途支払った費用は補助の対象外です。
66	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行者が個人で手配した旅行サービスは、補助の対象となりますか。	補助の対象外です。 事前に旅行事業者へ予約・支払した旅行サービスに含まれているものが補助の対象です。 （例） × 旅行目的地でのタクシーを旅行者が個人で手配 ○事前に旅行事業者へ予約・支払した商品に含まれたタクシー観光

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
67	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	「入場券」「入園券」を含む旅行商品は補助の対象ですか。	入場券・入園券の内容により異なります。 （対象となる条件） 次の条件を満たした場合 ・当該旅行目的地に相応であること ・旅行期間内の利用に限定されていること なお、対象外となる場合の具体例は次のとおりです。 （具体例） ×旅行開始日から1年間有効なフリーパス ×旅行目的地とは関連しないエリアのテーマパークチケット
68	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	「スポーツ観戦」「演劇鑑賞」を目的とする旅行商品は補助の対象ですか。	対象です。
69	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	国内旅行傷害保険の「保険料」と「旅行代金」を合算して補助金額を算出してよいですか。	国内旅行傷害保険の保険料は補助の対象外です。 旅行者が補助金対象の旅行予約に際して、国内旅行傷害保険等の保険料は旅行代金に含めることはできません。
70	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行目的地まで自家用車やレンタカーで往復する場合、高速道路料金やガソリン代は旅行代金に含めてよいですか。	含めることはできません。 レンタカーを旅行事業者が手配している場合であっても、高速道路料金やガソリン代など、旅行者が自ら旅行先で支払うものを旅行代金に含めることはできません。
71	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	カラオケの利用を含んだ旅行商品は補助の対象になりますか。	補助の対象です。
72	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17「旅行者が旅程の全部または日程の一部を権利放棄することを前提とした旅行商品が販売された場合」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	旅行者が実際に参加・宿泊しないことを前提に予約された旅行について、補助金申請することはできません。不正が発覚した場合には、交付後であっても補助金の返還を求めます。 （例） ×実家帰省のため往復航空券のみ必要な旅行者に対し、宿泊付き旅行商品を販売し補助金申請する （実際は宿泊施設にはノーショウであり、宿泊実態がありません。これは航空券代のみを割引く目的とみなします。）
73	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP17「旅行や施設の予約が捏造」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	実態のない旅行や施設の予約をあたかもあったかのように装い、補助金申請することはできません。 実際の参加者より多い人数や架空の旅行者名で申請することもできません。 必ず旅行実態の伴った内容で補助金申請を行ってください。
74	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	取扱マニュアルP18「旅行代金等の水増し」とは、具体的にどのようなことでしょうか。	①「一般的に流通性のある」商品や金券類を旅行代金に含めることは、旅行代金を不当に水増しする行為と判断します。本来の旅行代金を水増すことは、旅行代金をもとに算出する販売補助金額を不当に多く引き出す不正行為です。 ・現金または現金同様に使用できるもの（換金性の高いもの） ・現金化または払い戻しができるもの（普通乗車券等） ②割引を行うことを想定して旅行代金を引き上げ、旅行者にとって同じ代金で販売する行為は、引き上げた旅行代金をもとに販売補助額を算出することで、販売補助額を不当に多く引き出す不正行為です。
75	制度の概要	10.補助対象とする旅行商品の基準・考え方	旅行カタログギフトは補助の対象でしょうか。	補助の対象外です。 旅行内容や宿泊日、宿泊者が確定しない「旅行の権利」のみの販売であり、実際の旅行実態が確定できないためです。
76	制度の概要	11.宿泊を伴う旅行商品	「宿泊を伴う旅行商品」にレンタカーは含むことができますか。	レンタカー代が商品の旅行代金に含まれていれば補助の対象ですが、旅行者が自身で手配をした場合は補助の対象外です。
77	制度の概要	12.運送サービス	取扱マニュアルに記載の「運送サービス」の定義を教えてください。	「運送サービス」とは、対価（運賃）を得て、場所的な移動を伴い旅客を輸送するサービス（日本においては一般的に鉄道、バス、船舶、航空機、タクシー等の各運送事業法に基づき提供されるべきサービス）を指します。そのため、高速道路料金や、自らが運転する自家用車やレンタカーは運送サービスには該当しません。
78	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	宿泊を伴う旅行商品（交通付）の対象となる「交通」の判断基準について教えてください。	「航空」「鉄道」「乗合バス」「予め行程と料金が決まっている路線バス」「船舶」は『券面に金額が記載されたものを利用する場合』＜旅行事業者における適切な管理がなされたことを証明する書類の保存をする場合＞に限り対象。 レンタカーは「交通」の条件を満たす運送サービスではありません。

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
79	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	片道利用でも、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の対象となるのですか。	片道利用でも対象です。 ひとつの旅行商品に、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の条件が適用されます。旅行期間内であれば、往路・復路・旅行中など、利用のタイミングは問いません。
80	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	目的地へレンタカーで往復する場合、「宿泊を伴う旅行商品（交通付）」として補助金の対象になるのですか。	レンタカーは「運送サービス」に当たらず「交通付」の要件を満たしません。そのため、旅行商品に含まれるものに、当該レンタカーのほか、基準を満たした「交通」がない場合は、宿泊を伴う旅行商品（交通付）ではありません。よって、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助金の対象にはなりません。 一方、宿泊商品に加える「旅行サービス」としては、レンタカー代が事前に旅行事業者で予約した旅行商品の旅行代金に含まれている場合、当該レンタカー代を含む旅行が『宿泊を伴う旅行商品』となります。
81	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	目的地への交通事情のため、「交通」の着地と宿泊地のエリアが異なる場合、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	旅行期間中に基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となり、「交通」の着地と宿泊地が一致する必要はありません。
82	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	「交通」の着地と宿泊地が離れていますが、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	ひとつの旅行商品の日程の中で利用される交通であれば、基準を満たした「交通」がひとつ以上含まれていれば、どの区間で利用されても「宿泊を伴う旅行商品（交通付）」の補助対象です。
83	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	宿泊を伴う旅行商品（交通付）について、鉄道の基準となる『有料列車』とはどういったものですか。	新幹線や有料特急など、列車全体に対し（全乗客に対し）運賃以外の料金がかかる列車のことです。そのため、運賃以外の料金が一部の車両・座席にのみ生じるものは対象外です。なお、乗車にあたって事前に区間および利用日が指定されているものに限りです。 【例】 ×JR普通列車のグリーン車自由席 同路線を同料金で運行する列車であり、席種が同一でも、利用便によっては対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
84	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	観光列車は、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	補助対象です。
85	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	全車指定席の列車は、宿泊を伴う旅行商品（交通付）の補助対象となりますか。	補助対象です。
86	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	高速道路周遊バスは、運送サービスの周遊バスとして対象になりますか。	対象外です。「高速道路周遊バス」は運送サービスに含まれません。
87	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	どのような航路が対象になりますか。	一般旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業、旅客不定期航路事業、人の運送をする内航不定期航路事業のうち、外航航路及び特定の範囲の人の運送を行うものを除いたものが対象です。
88	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	乗合バスとはどういったバスを指しますか。	一般乗合旅客自動車運送事業および自家用有償旅客運送であって、福祉輸送ではないものを指します。 スクールバスや無料送迎は、運送サービスとはなりません。
89	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	ヘリコプターは補助の対象となりますか。	宿泊を伴う旅行商品（交通付）における「交通」として認められます。ただし、発着地が同一の遊覧飛行は、ここでいう「交通」にはあたりません。 なお、ヘリコプターによる遊覧飛行を旅行サービス（観光）として補助対象商品に組み込むことは可能です。
90	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	気球は補助の対象となりますか。	宿泊を伴う旅行商品（交通付）における交通としては認められません。 航空法に規定する航空機ではないためです。
91	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	夜行バスは「宿泊施設に準ずるもの」に含まれますか。	夜行バスは「宿泊施設に準ずるもの」には含まれません。
92	制度の概要	13.宿泊を伴う旅行商品（交通付）	各種輸送サービスの距離・時間制限などありますか？	旅行事業者が旅行開始前に手配している運送サービスであれば、距離・時間制限はありません。
93	制度の概要	14.周遊型旅行商品	どのような旅行商品が周遊になりますか。	九州地方（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）へ2県以上宿泊する旅行が対象となります。行程内に九州地方以外の宿泊地を含む旅行商品は補助の対象外となります。なお、入場や食事などの立ち寄りとして九州地方以外を含む場合は対象とします。
94	制度の概要	14.周遊型旅行商品	自家用車で移動し、複数の九州地方の宿へ泊まるのは、周遊型旅行商品ですか。	周遊型旅行商品です。
95	制度の概要	14.周遊型旅行商品	周遊型旅行商品の割引適用せずに、宿泊を伴う交通付き旅行商品（2泊以上）として、補助金申請してもよいですか。	原則「周遊型旅行商品」として販売補助金申請を行ってください。ただし、販売上において、システム都合等によりやむを得ない場合は「宿泊を伴う交通付き旅行商品（2泊以上）上限30,000円」として申請することを妨げません。
96	制度の概要	15.ビジネス利用	ビジネス利用は対象ですか。	対象外です。

鹿児島ふっこう応援割 FAQ（販売事業者向け）

2026年10月10日現在

No	大区分	中区分	質問	回答
97	制度の概要	15.ビジネス利用	ビジネス利用とする判断基準はなんですか。	旅行者、宿泊者の申し出によります。宿泊者がチェックイン時に署名する「利用証明書」には、ビジネス利用でない旨のチェック欄があります。ビジネス目的の旅行・宿泊であった場合、承認後であっても、補助の対象外として承認取消を行い、補助金を返還いただきます。 なお、行政機関等の公費出張、教育旅行における引率者（教職員・添乗員）・同行者（乗務員・同行カメラマン）の旅費については、補助対象外です。
98	制度の概要	16.教育旅行	修学旅行を含む教育旅行は、本事業の補助対象となるのですか。	事業開始後に新規に予約された旅行であれば対象です。 引率教職員はビジネス利用のため対象外です。
99	補助金管理	17.予算枠	旅行事業者毎に予算枠が設定されているが、補助額が足りない場合はどうしたらいいですか。	交付決定額を超えての交付はいたしません。計画的に販売してください。
100	補助金管理	17.予算枠	予算枠は希望すれば増枠できますか。 また、7県間での予算枠の転用は可能ですか。	本事業については、事業予算の規模に鑑み、参画を承認されたすべての旅行事業者に予算枠を設定しております。 予算枠は県ごとの設定ですので、他県への流用はできません。また、予算枠の追加につきましては、旅行事業者からの要望に必ずしもお応えできるとは限りません。 なお、周遊型旅行商品においては、予算枠が枯渇した県を含めた旅程をもつ旅行商品の場合は、後述の例とおり算出をして申請することが可能です。 原則として周遊型旅行商品の代金を泊数に応じて按分した上で、割引対象の県への旅行代金相当分については割引支援の対象とし、割引対象外の県への旅行代金相当分については割引支援の対象外とします。ただし、旅行者等のシステム・運用において旅行代金を泊数に応じて按分して割引を適用できない場合は、当該周遊型旅行商品の旅行代金全体を対象外とします。 なお、按分に当たって、1円未満の端数がある場合等については、割引上限の範囲内で、端数の値を踏まえつつ、旅行者に不利益が生じないように、初泊の県へ割り当てます。 【例】 周遊型旅行商品 鹿児島県2泊、宮崎県1泊（鹿児島県での割引対象外）計30,000円の場合 ・算定式：30,000×60％＝18,000円＜35,000円（割引上限額） ・割引額の按分：鹿児島県18,000×2/3＝12,000円 ・割引総額：12,000円
101	補助金申請	21.申請手続き	補助金申請書をFAXやメールで報告することは、可能ですか。	いずれも受け付けておりません。補助金管理システムより申請ください。
102	補助金申請	21.申請手続き	予算枠が足りないため申請できませんが、どのようにしたらいいですか。	配分された予算内で収まるように内容を修正のうえ、申請してください。
103	補助金申請	22.保管書類	契約内容を証明できる書類の受注型企画旅行「（4）各施設の手配書」について電話だけのやり取りの場合、書面を作成、交わさなければならないですか。	書面がない場合は、補助対象外です。
104	補助金申請	22.保管書類	各書類の保管については「紙」での保管が必要ですか。	紙または電子データで保管ください。
105	補助金申請	22.保管書類	「旅行代金の請求から入金までの証明ができる書類」について、OTAで、旅行者が現地決済した場合はどうしたらいいですか。	OTAが否かを問わず、旅行代金の請求から入金までの経緯が証明できる書類が必要です。